

基準 2 2 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 1 3, 第 1, 第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準 1 3, 第 1, 第 2 項及び第 3 項の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準 1 3, 第 1, 第 4 項 (第 2 号, 第 3 号及び第 1 0 号を除く。) の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 8 0mm 以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 1 0 0mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 2 2 - 1 表によること。

第 2 2 - 1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
6 5 以上	3 5 0
1 0 0 以上	7 0 0

- 4 非常電源、配線等は、基準 1 3, 第 1, 第 5 項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 1 3, 第 1, 第 6 項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 1 3, 第 1, 第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 1 5 度以上の角度となる方向に沿って 1 0 m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口 (差込式で、口径が 6 5mm のもの) が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
 - (3) 令第 1 9 条第 3 項第 1 号の「建築物の各部分」とは、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分 (地上 1 m 程度) をいうものであること。
 - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第 1 9 条第 3 項第 1 号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置すること。☆
- 8 ホース及び筒先は基準 1 3, 第 1, 第 8 項第 1 号の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 1 の屋外消火栓につき、呼称 6 5, 長さ 2 0 m のホース 2 本以上及び筒先 1 本以上を、屋外消火栓

箱に格納しておくこと。◇

(2) ノズルは、19mmのスムーズノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」(平成5年6月30日消防予第197号)の基準に適合するものとする。

9 標識等は、次によること。

(1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。

(2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準38によること。

10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩擦損失水頭表 (100m当たり) [単位:m]

流量 (ℓ/min)	呼称 種別	ホース呼称
		平ホース
350		4